

監査報告書

令和6年5月7日

学校法人プール学院
理事長 磯 晴久 殿

学校法人 プール学院

監事 東 弘彦 
監事 森田 義 

私たち監事は私立学校法第37条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、学校法人プール学院の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務の執行状況について監査を実施しました。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事会、評議員会等の重要な会議に出席したほか、随時理事等より業務の執行状況及び事業の報告を聴取し、重要な書類を閲覧し、学校法人プール学院の業務及び財産の状況を調査しました。又、学院の関係者及び会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び決算状況について調査するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 監査の結果、学校法人プール学院の業務及び理事の業務執行は適正に行われており、会計監査人の監査の方法及び結果は適正であり、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）及び財産目録は適法且つ正確にその収支及び財産の状況を正しく示していると認めます。
- (2) 学校法人プール学院の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めます。

以上